

令和6年度 本庄中学校いじめ防止基本方針

本庄水辺の学園
松江市立本庄中学校

1 いじめ問題の基本認識について

- いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に努める。
- 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることを目指す。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係諸機関との連携のもと、迅速かつ組織的に対応する。

2 いじめ問題の基本姿勢について

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒へ徹底する。
- 教職員自らの人権感覚を磨き、人権侵害を見抜く力を高める。
- いじめられている生徒には非はないという認識に立ち親身な対応をする。
- いじめの早期発見・早期対応に向けて組織的・計画的に取り組む。
- いじめの未然防止のための開発的・予防的生徒指導（積極的生徒指導）の充実を図る。

3 いじめの未然防止の取組について

- すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることを基本とする。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを目指す。
- 道徳教育をはじめとする教育活動全般において自主的にいじめ問題について考え、議論する場を設定する。
- アンケート Q・U を活かしたより良い学級集団づくりを進める。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに魅力ある学校づくりを進める。
- 日々の学校生活の改善、特に授業改善（わかる授業づくり）を重視する。
- 小中一貫教育の視点から、地域、保護者との連携や異学年の交流、体験的な活動やグループ活動等を計画的に授業に取り入れる。
- 生徒にインターネット等の危険性を十分に理解させる指導を実施すると共に、PTA等でも研修会を実施し、保護者の理解を高める。
- 生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、望ましい集団や学校づくりのために生徒会による人権集会等の活動を通して、自ら考え行動していける場や機会を整える。
- 本庄中学校生徒会人権宣言（別掲）を受け、生徒自身が人権を意識化できる取組を行う。
- 特に配慮が必要な生徒について、特性を踏まえた支援や理解教育を行う。
- 発達障がいを含む障がいのある生徒や特に配慮が必要な生徒について、特性に応じた支援や理解教育等、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一障がいや性的指向・性的自認に係る生徒等、配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援と周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見及びいじめへの対処について

- いじめの対応は常に、「組織的」に行うことを念頭におき、報告・連絡・相談・確認・再確認を徹底する。
- ①意識化（生徒の些細な変化に気づくこと）②組織化（気づいた情報を確実に共有すること）③行動化（情報に基づき速やかに対応すること）
- いじめ問題の学校の取組振り返りシート、アンケート Q-U、定期的ないじめアンケート等、客観的な資料を活用し、潜在的ないじめの積極的な発見を目指す。
- いじめが発見された場合の対処の手順（問題の解消まで）を明記する。（別紙1 参照）
- 問題（いじめ）の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考えで動く。また、その後の経過についても見守り続ける。

5 地域や家庭との連携について

- 地域や保護者の代表が学校いじめ防止基本方針の策定、実施に参画できるように PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の活用を図る。
- いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針の周知を図り、学校の取組に協力を得られるようにする。
- いじめ防止の啓発活動に加え、学校内外の相談窓口の紹介等の広報にも取り組む。また、常勤、非常勤を問わず、すべての職員がいじめの相談等を受けても、その情報が確実に管理職まで伝わるシステムを構築する。

6 重大事態への対応について

- 「重大事態」と判断した場合は、市教委と共に、必要な対応を図る。
- 加害生徒に対する指導において、学校だけで十分な教育上の効果を上げることが困難と考えられる場合や犯罪行為として取り扱われると認められる場合は、関係諸機関（警察署や児童相談所等）に相談するなど連携を密に図り対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な助言・支援を求める。
- 被害生徒や保護者に対して、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 年間計画の作成について（表 1）

- いじめ防止に係る教職員の研修や、保護者や地域との連携した取組を年間計画に効果的に位置づけるようにする。
- スクールカウンセラー等による「人間関係づくり」の取組を教育課程に位置付ける。
- 年間計画の取組が PDCA サイクルにより、現在の学校の実態や課題に則した、より実効性の高いものになるようにする。

8 いじめ防止等の対策のための組織および評価について

- 「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針の作成・見直し、年間指導計画の作成、調査結果、報告等の情報の整理・分析、いじめが疑われる案件の事実確認・判断、要配慮生徒への支援方針等について定期的に協議する。また、いじめを認知した場合、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部のメンバーも加えて問題解決をめざす。
- 学校評価にいじめ防止のための取組の達成状況について評価する項目を設け、改善につなげる。
- 「いじめ相談電話ホットライン」を生徒に情報提供する。

表 1 【主な年間計画】

	校内における主な取組	主な教職員研修	本庄水辺の学園	地 域
4 月	保護者面談 人権宣言についての集会 学校生活アンケート(生徒)		学園合同職員会	あいさつ運動 (毎月)
5 月	学校運営協議会 教育相談 アンケート Q・U 1 回目実施		本庄水辺の学園教育推進会議	地区体育祭
6 月	学校生活アンケート(生徒)			主任児童委員の会
7 月	校内少年の主張大会 人権作文 人間関係づくり研修			
8 月	令和 6 年度版 「学校いじめ 防止基本方針」の提出	人権教育研修 アンケート Q・U 1 回目の 分析、結果の共通理解	学園合同授業研究会 (公開保育)	
9 月	学校生活アンケート(生徒)		小中一貫あいさつ運動	
10 月	人間関係づくり (SC) 学校運営協議会 学校生活アンケート(生徒) アンケート Q・U 2 回目実施		本庄水辺の学園教育推進会議 小中一貫あいさつ運動	地区文化祭
11 月	教育相談	いじめに関する校内研修	小中一貫あいさつ運動	
12 月	人権集会 (人権週間) 人権標語 学校評価アンケート実施 個人面談		小中一貫あいさつ運動	地区ふるさと学習会
1 月	学校生活アンケート(生徒)	アンケート QU 2 回目の 分析、結果の共通理解		
2 月	教育相談 学校評価分析 人権に関する公開授業 学校運営協議会	人権に関する研修	本庄水辺の学園教育推進会議 学園合同職員会	
3 月	学校生活アンケート(生徒)		小中学生指導連絡会	

学校生活アンケート(生徒) 毎月月末に実施

各種たより (学校便り等)、学校 HP による情報発信

本庄中学校生徒会人権宣言

前 文 私たち本庄中学校生は、みんなの日々の生活を楽しく充実したものに
するために、本庄中学校人権宣言を定めます。

- 第1条 どんなことがあっても、いじめは絶対認めません。
- 第2条 一人ひとりの個性を尊重し、思いやりをもって接します。
- 第3条 あいさつや語り合いを大切にし、信頼し合える関係を創ります。
- 第4条 相手が悩んでいたら、自分の気持ちに置きかえて一緒に考えます。
- 第5条 悲しくつらい思いをしたときは、友達や家族、先生などに相談
します。
- 第6条 本庄中学校を笑顔あふれる明るい学校にします。

相談窓口

校内

本庄中学校（34-0523） 担当 教頭 生徒指導主事

校外

（いじめ相談電話）

松江市いじめ相談電話ホットライン（55-5048）

（その他の相談窓口）

24時間子ども SOS ダイヤル（0120-0-78310）

生徒指導推進室（55-5652）

青少年相談室（いじめ電話相談室 21-7867）

青少年支援センター（0800-200-2700）

人権男女共同参画課（学校人権教育係 55-5425）

こども家庭支援課（55-5484）

市民生活相談課（伺います係 55-5126）

緊急時の組織的対応

